

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
9 指導の充実、教員配置	
(1) 統合新校には、両校の先生をできるだけ多く残してほしい。	統合に伴う児童の不安を軽減するとともに、統合対象校それぞれの特色を統合新校へ引き継ぐため、統合新校の教職員配置に配慮が必要です。そのため、統合新校には統合対象校それぞれの校長や教職員を適切に配置します。
(2) 統合新校には、児童が少ないほうの学校の先生を多く配置してほしい。	
(3) 統合新校の校長先生は、前年度のどちらかの校長先生になるべきだ。	
(4) 児童への配慮として、校舎を移る学校の校長先生に、統合新校の校長先生となってほしい。	
(5) 統合新校の教員数はどうなるのか。	教員の人数については、東京都の配置基準に基づき学級数に応じて決まります。それとは別に、統合時に東京都の「新しい学校づくり重点支援事業」を活用し、原則として1校あたり、平成22年度(統合時)に2名、23年度と24年度に1名、正規の教員を増員配置します。また、練馬区としても、統合から3年間、学力向上支援講師(非常勤)の増員配置を行い、指導の充実に努めます。
(6) 統合新校における教員の増員配置は、各学校につき1～2名ではなく、学年につき1名を配置してほしい。	教員の配置については、上記のとおりです。また、練馬区独自の正規教員の採用については、任用面や経費面など様々な課題があることから、現在のところ、実施する予定はありません。
(7) 統合新校では、常時、1学級につき教員2名の体制にしてほしい。	
(8) 統合時に配置される正規の教員が少ない。練馬区独自に教員を採用する考えはないのか。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(9) 統合までの2年間、新1年生が極端に少なくても、学級を編制するのか。	統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が少なくなったとしても、学級は編制します。その場合には、児童数に応じて、異学年との合同授業や縦割り活動、統合対象校との交流活動などの充実に努め、統合までの間、児童の教育に支障が生じないように創意工夫していきます。
(10) 光三小の特別支援学級の教員を残してほしい。	光三小の特別支援学級に在籍する児童や保護者の負担を軽減するため、原則として、統合年度（平成22年度）は前年度の教員をそのまま配置します。
(11) 6年生で統合新校に移るのは負担が大きい。統合新校でも、5年生の時の学級をそのまま維持してほしい。	学級編制基準（1学級あたり40人）があるため、統合前の学級をそのまま統合新校へ移行することは難しい状況です。統合新校では原則として、統合対象校それぞれの児童数の割合で学級を編成する予定ですが、人数や男女比の違いなども考慮していきます。